

### 平成26年4月の新規入所児童を募集します

#### 入所できる児童

児童の保護者(同居の親族及びその他の同居者を含む)のいずれもが仕事・病気・出産・病人の看護などのため、日中家庭で保育ができない児童

**保育料** 平成25年分所得税額などにより、新年度に決定します。

**応募方法** 申請用紙に必要事項を記入し、提出してください。

**募集期間** 11月1日(金)～11月22日(金)

**提出先** 福祉課(家庭状況の聞き取りをします。)

**申請用紙** 福祉課、分庁総合窓口課、各保育所にあります。



#### 保育所の概要

保育所名	定員	受入年齢	開所時間		連絡先
			月～金曜日	土曜日	
あさひ保育所	45人	1歳～	7:30～18:00	7:30～12:30	68-2076
ふたば保育所	90人	1歳～	7:30～19:00	7:30～18:00	68-2078
こしき保育所	140人	生後3ヶ月～	7:30～19:00 (乳児は、18:00まで)	7:30～18:00 (乳児は、12:30まで)	68-2122
溝口保育所	100人	生後3ヶ月～	7:30～19:00 (乳児は、18:00まで)	7:30～18:00 (乳児は、12:30まで)	62-1317
二部保育所	30人	1歳～	7:30～18:00	7:30～12:30	62-7179

延長保育(18:00～19:00)には、保育料とは別に延長保育料が必要です。(実施保育所:ふたば・こしき・溝口保育所)  
・乳児(0歳児)は、保育時間が異なります。  
・定員は、継続児を含みます。

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

### 西伯郡障がい者意見交換会開催

障がい福祉に関する西伯郡のニーズや課題について、意見交換会を開催します。ぜひご参加ください。

**とき** 11月16日(土)10:00～11:30  
**ところ** 日吉津村社会福祉センター2階大会議室  
(西伯郡日吉津村日吉津973-9)  
**主催** 鳥取県西部障害者自立支援協議会

【問い合わせ先】福祉課 ☎68-5534

### 平成25年分年末調整説明会開催

源泉徴収義務者の方を対象とした「平成25年分年末調整説明会」が開催されます。

**とき** 11月21日(木)  
10:00～12:00(米子市の方)  
13:30～15:30(米子市以外の方)  
**ところ** 米子市文化ホール(米子市末広町293番地)

※混雑が予想されますので、できるだけ車でのご来場はご遠慮ください。  
※該当の開催時間にご都合がつかない場合には、ご都合の良い時間にご出席ください。

【問い合わせ先】米子税務署 総務課 ☎32-4121

### 11月は児童虐待防止推進月間です!

保護者や同居人による「子どもへの虐待」が、深刻な問題になっています。虐待による痛ましい被害や死亡事例をなくし、子どもの人権を守っていくためには、できるだけ早く虐待に気づき、対応につなげていく必要があります。

虐待は、特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で虐待から子どもを守っていきましょう。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合や、近隣の家庭の様子がおかしいと思ったときは、児童相談所または役場福祉課に相談・通告をお願いします。

### 「虐待かも・・・?」と思ったら、相談・通告する義務があります。

匿名の通告でもきちんと受理されます。通告時に対象となる子どもの住所や名前、虐待の内容などわかっている範囲での情報提供に応じる必要がありますが、調査の結果、虐待でなかったとしても通告者に責任はありません。また、通告を受けた児童相談所は虐待と決めつけず、慎重に調査をしますし、通告者を虐待者に知らせることはありません。

**手遅れになる前に、ためらわずに相談・通告することが大切です。**

【相談・通告窓口】福祉課 福祉支援室  
●月曜日～金曜日 8:30から17:15まで ☎68-5534  
●夜間・休日担当者に取次ぎます。宿直 ☎68-3111  
米子児童相談所 〒683-0052 米子市博労町4丁目50 ☎33-1471

### ●児童虐待は4つに分類されます

#### ①身体的虐待

- ・殴る ・蹴る ・たばこの火を押し付ける
- ・戸外に締め出す など
- ※生命に危険が及ぶおそれもあります。

#### ②性的虐待

- ・子どもへの性交、性的暴行
- ・ポルノ写真などの被写体に強要する など

#### ③ネグレクト

- ・適切な食事を与えない
- ・極端に不潔な環境の中で生活させる
- ・重大な病気やけがをしても、病院に連れて行かない など
- ※保護者としての監護を著しく怠っていること

#### ④心理的虐待

- ・ことばでこわがらせる、脅迫する
- ・他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
- ・子どもの前で配偶者などに暴力 など

### 平成26年度放課後児童クラブ利用者の募集

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊び、生活の場を提供します。

#### 利用できる児童

小学校1年生から4年生までの児童で、その保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童

**利用料** 月額3,000円(保険料が別途必要です。)

**応募方法** 申請用紙に必要事項を記入し、提出してください。

**募集期間** 11月1日(金)～12月6日(金)

**提出先** 福祉課または分庁総合窓口課

※申請用紙は、提出先にあります。

※同居している65歳未満で働いている方の就労証明などが必要です。

#### 開設場所と定員

クラブ名	場所	定員
岸本放課後児童クラブ	岸本小学校敷地内	60名
溝口放課後児童クラブ	伯耆町青年の家内	35名
八郷放課後児童クラブ	旧あさひ保育所	20名

#### 開所日および開所時間

月～金曜日 放課後～18:00  
(学校給食がない場合は弁当が必要)  
土曜日・長期休業中 8:00～18:00  
(弁当が必要)  
※日曜日・祝日・年末年始は閉所します。

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

